

# 旧学制下日本の実業学校教員検定制度の成立に関する実証的研究

内 田 徹\*

## 要約

本研究は、実業学校教員検定制度の成立に関する研究の一環として、「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」に規定された要件の1つである「文部大臣ノ認可シタル者」の実態を明らかにすることを目的とした。そのために、『文部時報』に掲載された2,317人の申請方法や学校種別、認可科目、認可年月日等を実証的に調査・分析した。

調査・分析の結果、同規程による「文部大臣ノ認可シタル者」は、実業学校教員検定制度が施行された1922年1月24日以降も存在していたことがわかった。しかしこれは、実業学校教員検定制度合格者に教員免許状を交付するまでの移行措置であった。同検定による教員免許状は、「文部大臣ノ認可シタル者」として1922年4月18日に最後に4人を認可した後、翌4月19日から交付されるようになったことが明らかになった。

キーワード 教員検定 実業学校 高等女学校 各種学校 私立学校

## 目次

1. はじめに
2. 研究の方法
  - 2.1 先行研究の検討
  - 2.2 分析の方法と資料
3. 分析の結果と考察
  - 3.1 『文部時報』に掲載された教員認可に関する記事の概要
  - 3.2 『文部時報』に掲載された教員認可に関する記事の学校種別と地域
  - 3.3 『文部時報』に掲載された教員認可に関する記事の認可科目
  - 3.4 「文部大臣ノ認可シタル者」と実業学校教員検定制度の関係
  - 3.5 『文部時報』に掲載された教員認可に関する記事と私立学校・各種学校等の関係
4. おわりに

## 1. はじめに

2011（平成23）年、中央教育審議会は、「今後、教員の資質能力向上方策の見直しを行っていく中で、専門学科の教員免許状の在り方についても検討していくことが期待される」<sup>1)</sup>ことを答申した。

この専門学科の教員免許状をめぐっては、いわゆる普通教科の教員免許状にはない、いくつかの特徴が指摘されている。工業関係を例にとると機械科や建築科、電気科など学科が細分化されているにもかかわらず教員免許状の教科は「工業」「農業」など極めて包括的に設定されていること<sup>2)</sup>、「工業」「農業」等の教科ごとの教員免許状のほかに「工業実習」「農業実習」等の実習のみの教員免許状が取得できるようになっていること<sup>3)</sup>、などである。

しかし、これまで日本の教員養成研究は、義務教育段階の学校の教員養成史研究が中心であり<sup>4)</sup>、キャリア教育・職業教育を担う教員、特に高等学校専門学科において職業教育を担当する教員の養成、および教員免許状のあり方について、自覚的に追究してこなかったのではないだろうか。そして、その法規上の象徴的表現が、工業科の教員免許基準に関し、教職に関する科目の全部を教科に関する科目の履修で代替できるとする1961年の教育職員免許法の一部改正に伴う特例措置にあるということは根拠のないことではないと考えられる。

従来、工業科の教員免許基準に関する特例措置については、東京工業大学や京都大学等の9大学に設置された国立工業教員養成所とともに、1960（昭和35）年12月の閣議決定「国民所得倍增計画」の実施に伴う技術者不足および工業高校新增設に対応するために、工業科教員の供給源の増大を図ったことによると説明されてきた<sup>5)</sup>。

ところが、国立工業教員養成所は1969（昭和44）年に廃止されたものの、この特例措置は、2017（平成29）年の「教育職員免許法」改定以降も形を変え、今なお存続し続けている。

この歴史的事実に即してみれば、工業科の教員免許基準に関する特例措置が制度化された背景には、工業科教員の供給源の増大の他に、工業科教員の養成、および工業科の教員免許状制度を極めて特殊な内容で構成しようとする経済的・政治的・社会的文脈がそこには存在し、今なお維持され続けているとみることもできる。

そして、近年、工業科を含めた職業教育の教員養成、および教員免許状制度の特殊性をめぐっては、「戦前の制度が影を落としているのではないか」と指摘されるようになってきた<sup>6)</sup>。

こうしたことから本研究は、高等学校専門学科において職業教育を担当する教員の養成、および教員免許状のあり方を追究するための基礎的作業として、旧学制下日本の実業学校の教員資格制度に教員免許状制度を導入した実業学校教員検定に着目する。そして、実業学校教員検定が成立するまでの過程を実証的に明らかにすることを目的とする。

## 2. 研究の方法

### 2.1 先行研究の検討

旧学制下日本の実業学校教員の資格制度は、「一定の教員任用の資格要件を満たしたものに教員資格を与え」、その教員資格を有する者の中から教員を任用する「教員任用資格制度」が採用されていたとされる<sup>7)</sup>。換言すれば、実業学校教員の資格制度は、小学校や師範学校、中学校、および高等女学校教員とは異なっていたことが示唆されている。

そこで、旧学制下日本の実業学校教員の資格制度についてみると、1899（明治32）年「実業学校令」（2月7日勅令第29号）は、第10条において、「実業学校教員ノ資格ニ関スル規

則ハ文部大臣之ヲ定ム」としていた。そして、1907（明治40）年「公立私立実業学校教員ニ関スル規程」（9月21日文部省令第28号）を制定した。同規程によれば、実業学校教員の資格は、次のいずれかの該当者に対して与えられた<sup>8)</sup>。すなわち、第1に「学位ヲ有スル者」、第2に「学士ト称スルコト得ル者」、第3に「文部大臣ノ指定シタル者」、そして、第4に「文部大臣ノ認可シタル者」である。

具体的には、第1の要件は、博士の学位を有する者をさす。当時の「学位令」（明治31年12月10日勅令第344号）は、学位を法・医・薬・工・文・理・農・林・獣医学博士の9種類としていた。第2の要件は、主に、大学卒業者をさす。第3の要件は、「公立私立実業学校教員タルコトヲ得ル者ノ指定」（明治40年文部省告示第248号）を受けた者をさす。具体的には、実業学校の教員養成を目的として設置された工業・農業・商業の各教員養成所をはじめとして、大学の選科、実科、予科および専門部などの「学士」の称号を得ることのできない大学の教育組織の卒業者や修了者、東京高等工業学校などの官公立の実業専門学校や専門学校の卒業者、高等学校などの文部省直轄諸学校の卒業者や修了者が指定されていた。さらに、農商務省所管の蚕業講習所や水産講習所、学習院高等学科等の文部省以外が管轄する学校の卒業生、および師範学校、中学校、高等女学校の教員免許状所持者（1922年まで）なども指定されていた。そして、第4の資格要件は、第1～3の要件に該当しない者のことをさす。

この第1～3の要件に該当しない者が、実業学校教員の資格認可を希望する場合は、従事する学校や担当科目などを記載した願書と履歴書を文部省に提出し、認可されると教員資格が与えられ、教諭や助教諭と称することができた。

その後、この第4の要件である「文部大臣ノ認可シタル者」は、1922（大正11）年に「教員免許令ニ依リ教員免許状ヲ有スル者」へと改められた。

ここで注意すべきは、この「教員免許令ニ依リ教員免許状ヲ有スル者」には、実業学校教員の養成を目的とした教員養成所の卒業者が含まれていないことである。1900（明治33）年「教員免許令」（3月31日勅令第134号）は、第3条において、教員の養成を目的として設置された官立学校の卒業者および教員検定の合格者に教員免許状を授与するとしていたものの、第1条において「特別ノ規定アル場合ヲ除ク」と規定していた。上述のように、実業学校教員の資格制度は、「実業学校令」により規定されていたため、実業学校の教員養成を目的とした教員養成所の卒業者に対しては、教員免許状ではなく、教員資格を与えるだけであった。したがって、ここでいう「教員免許令ニ依リ教員免許状ヲ有スル者」とは、実際には教員検定の合格者のみを指している点に特徴があるといえよう。

そして、これに伴い同日、「実業学校教員検定ニ関スル規程」（1月24日文部省令第4号）が制定された。同規程では、文部大臣が告示した実業に関する学科目について教員検定を行うものとされ（第2条）、同年8月4日の文部省告示第512号で検定を行う学科目が次のように告示された。

## ●工業ノ部

|      |        |        |      |      |      |
|------|--------|--------|------|------|------|
| 機械   | 電気     | 土木     | 建築   | 採鉱   | 冶金   |
| 応用化学 | 窯業     | 紡織     | 色染   | 図案   | 印刷工芸 |
| 木材工芸 | 金属工芸   | 機械仕上実習 | 鍛工実習 | 鋳工実習 | 木型実習 |
| 造船実習 | 電機工作実習 | 電気取扱実習 | 大工実習 | 塗工実習 | 測量実習 |
| 採鉱実習 | 冶金実習   | 分析実習   | 窯業実習 | 鍍金実習 | 織物実習 |
| 色染実習 | 紡績実習   | 製版実習   | 印刷実習 | 家具実習 | 挽物実習 |
| 彫金実習 | 鑄金実習   | 鍛金実習   | 髹漆実習 | 描金実習 | 木地実習 |
| 彫塑実習 |        |        |      |      |      |

## ●農業ノ部

|    |      |      |      |      |    |
|----|------|------|------|------|----|
| 耕種 | 蚕業   | 畜産   | 農芸化学 | 農業経済 | 林業 |
| 獣医 | 農場実習 | 蚕業実習 | 林業実習 | 蹄鉄実習 |    |

## ●商業ノ部

|      |      |           |    |      |     |
|------|------|-----------|----|------|-----|
| 商事要項 | 簿記   | 商業算術      | 商品 | 商業英語 | 支那語 |
| 珠算   | 商業実践 | タイプライティング |    |      |     |

## ●商船ノ部

|     |     |     |      |      |  |
|-----|-----|-----|------|------|--|
| 航海術 | 運用術 | 機関術 | 運用技業 | 機関技業 |  |
|-----|-----|-----|------|------|--|

## ●水産ノ部

|    |    |    |      |      |      |
|----|----|----|------|------|------|
| 漁撈 | 製造 | 養殖 | 漁撈実習 | 製造実習 | 養殖実習 |
|----|----|----|------|------|------|

実業学校教員検定は、少なくとも毎年1回行う試験検定と随時行う無試験検定に分けて実施することとなっていた（第3条）。

試験検定は、実業学校、実業補習学校、中学校、高等女学校などの卒業者やこれらと同等の能力を有する者、その他、文部大臣が認可した学校の卒業者などが受験でき（第5条）、予備試験に合格した者が本試験を受けることができた（第7条）。

このうち文部大臣が認可した学校については、文部省告示により蔵前工業専門学校高等工業部、大阪工業専修学校高等部、神戸工業高等専修学校本科などが指定された<sup>9)</sup>。

他方、無試験検定は、当初、実業学校や実業補習学校教員養成所等を卒業し、実業学校等の学校において受験科目の教授を経験し成績優良な者、および受験科目に関して学校外での実地経験のある成績優良な者などを出願資格とした（第6条）。『日本近代教育百年史』によれば、実習科目にのみ限定して出願を認めていた点に特徴があったという<sup>10)</sup>。

その後、無試験検定の受験資格には、1922年9月15日の同規程中改正（文部省令第28号）により、文部大臣の許可した学校を卒業し成績優良な者が追加された。そして、文部省告示により、東京農業大学専門部や大倉高等商業学校、早稲田大学附属専門部、東亜同文書院、南満州工業専門学校などが許可した学校として告示されたことが知られている<sup>11)</sup>。

実業学校には、これらの資格を有する者の他に、教諭や助教諭と称することのできない無資格者の存在が認められていた。有資格者と無資格者の割合は、時期により多少の変動はあるものの、おおよそ8対2で推移していた<sup>12)</sup>。

以上のように、1922年の実業学校教員検定の導入により、同年から実業学校教員にも、部

分的にはあるが教員検定による教員免許状制度が適用されることとなった。

実業学校教員検定で注目すべきは、同検定による教員免許状が機械や電気等の学科に相当するものと個々の実習に限定したものに分けられていたのに対し、師範学校中学校高等女学校教員の教員免許状は、工業や農業、商業等の包括的な区分になっていたことである。こうした区分は、戦後の新しい教員免許状にもみられ、機械仕上実習や電気取扱実習等を工業実習、農場実習や蚕業実習等を農業実習と包括したことにも共通している。

そして、戦後の新しい教員免許状への転換に関し、坂口・佐々木の研究は示唆に富む事実言及している。すなわち、師範学校中学校高等女学校教員検定における工業が、その位置けや無試験検定の指定・許可学校の存在等において極めて脆弱であったにも関わらず、1946（昭和21）年になると官立工業専門学校が同検定の無試験検定校に指定されたことである。

同研究が言及したこの事実は、教育職員免許法への転換に際し、実業学校教員検定による教員免許状を含めた実業学校の教員資格制度が、師範学校中学校高等女学校の教員免許状における工業や農業、商業などを再編・統合して新たに創出された職業教育の教員免許状の主要な母体となり得なかったこと、少なくとも実業学校教員検定による教員免許状が、師範学校中学校高等女学校教員検定による教員免許状と同規模で母体となり得なかったことが、いわゆる普通教科の教員免許状にない特徴を生じさせた中心的な要因であったことを示唆しているとみることも不可能ではない。ただし、このことは、師範学校中学校高等女学校教員検定と実業学校教員検定の実態をそれぞれ解明したうえで、より実証的に論じなければならない。そのためには実業学校教員検定の成立過程を明らかにする必要がある。

こうしたことから本研究は、実業学校教員検定の成立とともに改められた「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」の第4の要件である「文部大臣ノ認可シタル者」の実態解明を第一義的課題とする。そのうえで、「文部大臣ノ認可シタル者」の実態と実業学校教員検定との関係を分析することを通して、同検定制度の成立について実証的に明らかにする。

## 2.2 分析の方法と資料

本研究は、「文部大臣ノ認可シタル者」の実態を明らかにするために、『文部時報』に掲載された教員認可に関する記事を分析する方法をとった。

『文部時報』は、『官報』に掲載された広告記事によれば、文部行政に関する「法令並諸般ノ施設事項等を周知セシムル」<sup>13)</sup>ことを目的に1920（大正9）年5月に創刊され、2000（平成12）年12月の1495号まで刊行された。後継誌は『文部科学時報』として、現在も継続して刊行されている。

本研究では、1981（昭和56）年に日本図書センターにより復刻刊行された『文部時報』創刊第1号（1920年5月）から第524号（1935（昭和10）年8月）までを対象として調査・分析した。

あらかじめ述べておくと、『文部時報』に掲載された教員認可に関する記事は246件、延べ2,317人が掲載されていた。掲載された記事には、大きくは次の2種類が確認できた。1つは、

学校種別と科目名、氏名、認可日の4つが記載された記事、もう1つは、府県、学校名、科目名、氏名、認可日の5つが記載された記事の2種類であった。

『文部時報』は、これらの違いについて言及していないものの、前者は個人が「文部大臣ノ認可シタル者」について申請したものとみられる（以下、個人申請と略記）。そして、もう1つは、学校ないしは当該学校を通じてそれらを申請したとみられる（以下、学校申請と略記）。

本研究では、『文部時報』に掲載されたこれらのデータをすべて入力し、学校種別、地域、および認可を受けた科目を集計・分析した。やや具体的には、申請主体を個人と学校に大別し、学校種別を、個人申請は次の12種に、学校申請は次の6種に分類し、集計した。

すなわち、個人申請は、『文部時報』に掲載された実業学校、「甲種ヨリ低度ノ実業学校」、農業学校、「甲種ヨリ低度ノ農業学校」、商業学校、「甲種ヨリ低度ノ商業学校」、工業学校、徒弟学校、職業学校、商船学校、水産学校、「商業学校農業学校」の12種である。他方、学校申請は、『文部時報』には学校名のみ掲載されたため、『中等教育諸学校職員録』<sup>14)</sup>にもとづき、「中学校（実業学校以外ノ中等程度ノ各種（男子）ノ学校ヲモ含ム）」（以下、「中学校」と略記）、「高等女学校（中等程度ノ各種（女子）ノ学校ヲモ含ム）」（以下、「高等女学校」と略記）、「農業学校（蚕業、水産学校ヲモ含ム）」（以下、「農業学校」と略記）、「工業学校（染織、鉄道学校ヲモ含ム）」（以下、「工業学校」と略記）、「商業学校（商工学校ヲモ含ム）」（以下、「商業学校」と略記）、各種学校の6種に分類し、集計した。

地域は、『文部時報』にもとづき、各道府県で認可を受けた学校数と人数を集計した。

認可を受けた科目は、次の6つに大別し、集計した。すなわち、第1に師範学校中学校高等女学校教員免許状等にみられる科目（以下、免許状科目と略記）、第2に農業に関する科目（以下、農業科目と略記）、第3に工業に関する科目（以下、工業科目と略記）、第4に商業に関する科目（以下、商業科目と略記）、第5に商船に関する科目（以下、商船科目と略記）、そして第6に各種に関する科目（以下、各種の科目と略記）の6つである。

最後に、以上の集計結果を踏まえ、「文部大臣ノ認可シタル者」として認可した年月日と国立国会図書館所蔵『教員免許台帳』<sup>15)</sup>に記載された実業学校教員検定合格者への免許状の交付年月日との関係に取り立てて着目し、実業学校教員検定制度の成立過程を明らかにする。

### 3. 分析の結果と考察

#### 3.1 『文部時報』に掲載された教員認可に関する記事の概要

表1は、『文部時報』の創刊第1号（1920年5月）から第524号（1935年8月）までに掲載された教員認可に関する記事のタイトルと掲載号、人数を一覧にしたものである。

同期間に、『文部時報』に掲載された教員認可に関する記事は246件、延べ2,317人が文部大臣の認可を受けていたことがわかった。

これらの246件の中には、「私立各種学校教員認可」や「私立学校教員認可」等のタイトルからもわかるように公私立実業学校の教員認可の外に、私立学校や各種学校の教員認可も含

まれていた。さらに、公私立実業専門学校や私立専門学校も含まれていた。

具体的には、私立明治専門学校（現九州工業大学）や大倉高等商業学校（現東京経済大学）、大阪市立高等商業学校（現大阪市立大学）、松山高等商業学校（現松山大学）、私立小西写真専門学校（現東京工芸大学）、巣鴨高等商業学校（現千葉商科大学）、鹿児島高等商業学校（現鹿児島国際大学）、および善隣協会専門学校（1950年廃止）の8校の教員22人と学校長4人の合計26人が含まれていた。

表1 『文部時報』に掲載された教員認可記事のタイトルや掲載人数等の一覧

| No | タイトル名            | 最初の掲載日     | 最後の掲載日     | 件数   | 総掲載数   |
|----|------------------|------------|------------|------|--------|
| 1  | 私立各種学校教員認可       | 1920/5/1   | 1920/5/1   | 1件   | 3人     |
| 2  | 実業学校教員認可         | 1920/5/11  | 1931/1/21  | 70件  | 796人   |
| 3  | 教員認可             | 1920/6/1   | 1925/5/21  | 9件   | 76人    |
| 4  | 私立学校教員認可         | 1920/6/1   | 1926/11/1  | 68件  | 546人   |
| 5  | 公立私立実業学校教員認可     | 1921/5/21  | 1922/4/21  | 15件  | 278人   |
| 6  | 実業学校長及教員認可       | 1925/8/1   | 1926/10/11 | 6件   | 54人    |
| 7  | 実業教員認可           | 1921/8/11  | 1921/8/11  | 1件   | 6人     |
| 8  | 学校教員認可           | 1924/12/1  | 1928/2/1   | 14件  | 110人   |
| 9  | 公私立実業学校教員認可      | 1922/5/1   | 1926/12/21 | 2件   | 8人     |
| 10 | 実業専門学校教員認可       | 1922/6/1   | 1922/6/1   | 1件   | 1人     |
| 11 | 私立実業学校教員認可       | 1922/7/1   | 1925/4/21  | 12件  | 95人    |
| 12 | 学校長並学校教員認可       | 1926/1/11  | 1927/2/11  | 2件   | 11人    |
| 13 | 学校長並教員認可         | 1926/5/11  | 1928/3/21  | 3件   | 17人    |
| 14 | 実業学校長並教員認可       | 1926/6/1   | 1935/4/21  | 35件  | 282人   |
| 15 | 実業学校長認可          | 1927/11/11 | 1934/8/11  | 5件   | 14人    |
| 16 | 実業学校長教員認可        | 1928/6/1   | 1928/6/1   | 1件   | 3人     |
| 17 | 実業学校長並同事務取扱及教員認可 | 1931/10/1  | 1931/10/1  | 1件   | 17人    |
|    | 合計               | 1920/5/1   | 1935/4/21  | 246件 | 2,317人 |

註 『文部時報』より筆者が作成。

### 3.2 『文部時報』に掲載された教員認可に関する記事の学校種別と地域

ここでは、上述した公私立実業専門学校等の教員と学校長26人を除いた2,291人について、個人申請と学校申請とに大別し、学校種別と地域を明らかにする。

まず、申請主体は、個人申請が540人、学校申請が1,751人となっていた。

個人申請による540人が認可された学校種別と人数は、多い順に、農業学校150人、工業学校115人、実業学校86人、商業学校62人、徒弟学校36人、「甲種ヨリ低度ノ農業学校」25人、職業学校24人、「甲種ヨリ低度ノ実業学校」21人、商船学校16人、「甲種ヨリ低度ノ商業学校」2人、水産学校2人、「商業学校農業学校」1人となっていた。個人申請の場合、道府県名は1920年6～8月に認可された55人のみ記載されていた。その内訳は、多い順に、東京府11人、大阪府6人、石川県5人、宮城県4人、静岡県と三重県、奈良県、鹿児島県が各

3人、愛知県と京都府、岡山県、福岡県が各2人、岩手県と福島県、群馬県、新潟県、長野県、滋賀県、和歌山県、徳島県、および大分県が各1人となっていた。

他方、学校申請は少なくとも350校からなされており、その一覧が表2である。

表2 認可申請学校と設置道府県

| 道府県 | 学校名  |   |  |
|-----|--|---|--|
| 北海道 | 札幌静修女学校<br>夕張工業学校<br>北海商業学校  | 札幌女子高等技芸学校<br>光星商業学校  | 函館大妻女子高等技芸学校<br>札幌商業学校   |
| 青森  | 八戸千葉裁縫女学校<br>山田高等家政女学校   | 東奥家政女学校<br>千葉裁縫女塾   | 弘前家政女学校<br>八戸実践女学校   |
| 岩手  | 盛岡女子商業学校   | 江南商業学校  |  |
| 宮城  | 東北女子職業学校   |   |  |
| 福島  | 郡山裁縫女学校<br>平陽女学校   | 福島成蹊女学校   | 藤田女学校  |
| 茨城  | 助川高等家政女学校<br>石岡裁縫女学校<br>岩瀬技芸女学校<br>下館裁縫女学校<br>眞壁裁縫女学校<br>森田裁縫女学校   | 助川裁縫女学校<br>磯原裁縫女学校<br>笠間家政女学校<br>常澄女子技芸学校<br>水戸高等裁縫女学校<br>谷田部家政女学校  | 松原裁縫女学校<br>茨城自動車学校<br>川妻裁縫女学校<br>日立自動車学校<br>村上裁縫女学校  |
| 栃木  | 足利実践女学校  | 宇都宮実業学校   |  |
| 埼玉  | 宮崎高等裁縫女学校  | 山村高等裁縫女学校   | 細田高等裁縫女学校  |
| 千葉  | 佐原淑徳高等裁縫女学校<br>長狭高等実践女学校   | 千葉女子商業学校<br>市川実業学校  | 東金女子高等職業学校<br>千葉関東商業学校   |
| 東京  | 浅草女子商業学校<br>九頭龍繡画学校<br>女子技芸塾<br>巢鴨女子商業学校<br>瀧野川高等美科女学校<br>東京家政女学校<br>東京女子高等職業学校<br>巴里院美容女学校<br>立正学園女学校<br>工手学校<br>日本自動車学校<br>大倉商業学校<br>京華商業学校<br>攻玉社商業学校<br>昭和第一商業学校<br>成立商業学校<br>高輪商業学校<br>帝都商業学校<br>東京植民貿易語学校<br>錦城商業学校<br>法政大学商業学校<br>目白商業学校<br>早稲田商業学校<br>忍ヶ岡整容女学校<br>高山理容女学校<br>東京自動車学校<br>東京美容専修女学校<br>東京ミシン裁縫女学校<br>日本女子美髪学校<br>日本文華裁縫学院<br>丸山裁縫専修女学校 | 大妻技芸学校<br>櫻井高等家政女学校<br>シンガー裁縫院<br>成徳女子商業学校<br>武田高等裁縫女学校<br>東京技芸女学校<br>東京女子専修学校<br>平塚裁縫女学校<br>和洋裁縫女学校<br>帝国自動車学校<br>日本飛行機学校<br>兜町商業学校<br>京北実業学校<br>修徳商業学校<br>駿台商業学校<br>専修商業学校<br>中央大学商業学校<br>東亜商業学校<br>東京改善商業学校<br>日本大学商業学校<br>南足立商業学校<br>立正商業学校<br>青山裁縫女学校<br>関根刺繡女学校<br>東京高等ミシン女学院<br>東京女子高等ミシン学校<br>東京婦人美髪学校<br>東洋実科女学校<br>日本女子洋裁学校<br>長谷川和洋裁縫女学校<br>明治理髪学校 | 共立女子職業学校<br>城南女学校<br>巢鴨家政女学校<br>高橋洋裁女学校<br>戸板裁縫学校<br>東京裁縫女学校<br>成美高等女学校<br>明倫裁縫女学校<br>オリエント写真学校<br>東京改善工業学校<br>早稲田工手学校<br>神田商業学校<br>京王商業学校<br>順天商業学校<br>正則商業学校<br>泰東商業学校<br>帝国商業学校<br>東京主計学校<br>東洋商業学校<br>日本大学第三商業学校<br>明治大学商業学校<br>早稲田実業学校<br>佐藤女子美容学校<br>大日本理髪学校<br>東京裁縫技芸女学校<br>東京女子高等洋服学校<br>東京婦人美容学校<br>日仏女子整容学校<br>日本製麵麵製菓学校<br>八王子和洋裁縫女学校<br>渡邊美容学校 |



| 道府県  | 学校名   |  |   |
|------|---|--|---|
| 神奈川県 | 戸部高等裁縫女学校<br>横浜千歳裁縫女学校<br>日本大学第四商業学校  | 平塚高等裁縫女学校<br>川崎工手学校<br>藤澤商業学校  | 横浜女子商業学校<br>小田原商業学校<br>横須賀商業学校  |
| 新潟   | 齋藤女学校   |  |   |
| 富山   | 富山実科女学校   |  |   |
| 石川   | 金澤簿記学校<br>名声商業学校  | 金沢自動車学校  | 北陸自動車学校   |
| 山梨   | 甲府簿記学校  |  |   |
| 長野   | 須坂商業学校  |  |   |
| 岐阜   | 佐々木女学校  |  |   |
| 静岡   | 共立三島家政女学校<br>島田高等裁縫女学校<br>浜松淑徳女学校<br>興誠商業学校<br>静岡理髪学校   | 静岡青島高等裁縫女学校<br>沼津女子商業学校<br>三島家政女学校<br>大芝裁縫女学校<br>堀之内裁縫女学校  | 静岡和洋裁縫女学校<br>浜松高等裁縫女学校<br>遠江商業学校<br>静岡自動車学校<br>見付高等裁縫女学校  |
| 愛知   | 愛知県高等女子工芸学校<br>常盤女学校<br>名古屋電気学校<br>中京商業学校<br>豊橋商業学校<br>愛知理髪学校<br>金城裁縫女学校<br>東亜自動車学校<br>名古屋裁縫女学校<br>半田裁縫女学校<br>名古屋簿記専修学校 | 愛知女子商業学校<br>名古屋女子商業学校<br>尾張商業学校<br>東海商業学校<br>名古屋育英商業学校<br>愛知和洋裁縫女学校<br>国府裁縫女学校<br>豊橋高等裁縫女学校<br>名古屋ミシン裁縫女学校<br>安城女子職業学校 | 中京裁縫女学校<br>名古屋第二女子商業学校<br>享楽商業学校<br>東邦商業学校<br>名古屋商業実務学校<br>岡崎裁縫女学校<br>第二金城裁縫女学校<br>豊橋実践女学校<br>名古屋美髪女学校<br>米田裁縫女学校 |
| 三重   | 龜山公民学校<br>井上速算学校<br>桑名家政学校<br>自動車学校<br>津珠算簿記学校  | 共興学校<br>上野珠算簿記学校<br>桑名実業珠算学校<br>珠算簿記学校<br>久居珠算簿記学校   | 阿阪珠算学校<br>加佐登珠算学校<br>桑名簿記学校<br>田丸速算学校<br>三山珠算簿記学校   |
| 京都   | 東山中学校<br>京都高等技芸女学校<br>京都女子高等技芸学校<br>和洋裁縫女学校<br>伏見商業学校<br>京都女子高等実務学校   | 立命館中学校<br>京都高等手芸女学校<br>新舞鶴女子高等技芸学校<br>京都商業学校<br>立命館商業学校<br>女子和洋技芸学校  | 華頂実科女学校<br>京都裁縫女学校<br>明德裁縫女学校<br>京都商工学校<br>大谷和洋裁縫女学校  |
| 大阪   | 大阪高等技芸女学校<br>大阪城東商業学校<br>住友私立職工養成所<br>東洋紡績附属看護学校<br>電気協会工手養成所   | 大阪高等女子職業学校<br>大阪美髪女学校<br>堺高等愛泉女学校<br>大阪自動車学校<br>中外商業学校   | 大阪女子商業学校<br>大阪理髪専修学校<br>此花商業学校<br>興国商業学校<br>福島商業学校  |
| 兵庫   | 神港女子商業学校<br>神戸女学院<br>姫路高等女子職業学校<br>神戸村野工業学校<br>湊川高等実業女学校<br>神戸美髪九十九学校<br>灘商業学校  | 神戸家政女学校<br>神戸女子高等技芸学校<br>増谷高等家政女学校<br>育英商業学校<br>報徳商業学校<br>神戸洋服専修学校   | 神戸高等技芸学校<br>親和女子商業専修学校<br>神戸三菱職工学校<br>北神商業学校<br>一宮実践女学校<br>神戸理髪実修学校   |
| 奈良   | 正気書院商業学校  |  |   |
| 和歌山  | 田邊簿記学校  |  |   |
| 鳥取   | 大扇女学校   |  |   |
| 岡山   | 片山女子高等技芸学校  | 岡山県高梁商業学校  | 吉備商業学校  |

| 道府県 | 学校名  |  |  |
|-----|--|--|--|
| 広島  | 門田実科女学校<br>白市実科女学校<br>広島高等家政学校<br>旭山商業学校<br>呉理髪専修学校<br>橘高等技芸女学院<br>広島自動車学校 | 呉清華高等女学校<br>清華技芸女学校<br>深女技芸女学校<br>己斐商業学校<br>山陽自動車学校<br>広島女子高等美容美髪学校<br>大和自動車学校 | 広島女子商業学校<br>土肥女子商業学校<br>増川実科女学校<br>盈進商業実務学校<br>淑徳女学校<br>広島模範理髪学校 |
| 山口  | 岩国女子高等技芸学校<br>山口女子高等実業学校<br>徳山商業学校<br>周南家庭実科女学校                            | 香川実科女学校<br>関西高等計理学校<br>宇部高等経理学校<br>帝国美髪女学校                                     | 下関阿部高等技芸女学校<br>関西高等簿記学校<br>下関理髪専修学校                              |
| 徳島  | 半田実業女学校  |  |  |
| 福岡  | 糸島高等技芸女学校<br>精華女塾<br>八女津高等実修女学校<br>筑紫高等簿記学校<br>専修高等簿記学校                    | 川島裁縫女学校<br>福岡県久留米家政女学校<br>若松高等裁縫女学校<br>鎮西高等簿記学校<br>福岡美髪女学校                     | 杉森女学校<br>福岡裁縫女学校<br>三井工業学校<br>朝倉女学館<br>渡邊女学校                     |
| 長崎  | 大村女子職業学校<br>瓊浪裁縫女学校<br>三菱工業学校<br>愛生産婆学校<br>長崎和洋裁縫女学校<br>早岐実科女学校            | 活水女学校高等女学部<br>長崎女子商業学校<br>九州高等簿記学校<br>玉英裁縫女学校<br>長港商業学校                        | 佐世保裁縫女学校<br>長崎三菱職工学校<br>長崎実用商業学校<br>中学東山学院<br>日華商業学校             |
| 熊本  | 玉名女子職業学校<br>東肥商業学校   | 上林女子商業学校   | 隈府女子技芸学校   |
| 大分  | 竹田女学校  |  |  |
| 宮崎  | 高鍋中学校  |  |  |
| 鹿児島 | 鹿児島実科中等学校<br>鹿児島女子技芸学校   | 鹿児島実業学校  | 精華商業学校   |

註1 『文部時報』より筆者が作成。

註2 『中等教育諸学校職員録』の掲載校をゴシック体、非掲載校を明朝体で区別した。

これらの350校のうち183校は、「裁縫女学校」や「技芸女学校」、「女子商業学校」などの名称の学校であった。女性のための学校が半数以上を占めていたことがわかる。

学校名からは、この他に、東京府の成美高等女学校や広島県の呉清華高等女学校、京都府の東山中学校と立命館中学校、宮崎県の高鍋中学校といった「高等女学校令」や「中学校令」による財団法人立を含めた私立学校も学校申請による教員の認可を受けていたことがわかる。

そして、これらの5校を含め226校が『中等教育諸学校職員録』に掲載されていた。

そこで、これらの226校の学校種別と認可を受けた人数についてみると、「高等女学校」120校647人、「商業学校」85校285人、「工業学校」16校372人、「中学校」4校4人、「農業学校」1校9人となっていた。これらの226校には、中学校・高等女学校・実業学校に類する各種学校も含まれていた。

他方、『中等教育諸学校職員録』に掲載されなかった124校の学校種別は学校名から次の9種に大別すると、認可を受けた人数とあわせて次のようになっていた。すなわち、裁縫・家政系61校195人、簿記・珠算系24校40人、理髪系15校89人、自動車系13校73人、美容系7校

26人、看護系1校2人、産婆系1校2人、食品系1校6人、中学系1校1人の合計9種124校434人であった。

上述のように、『文部時報』の教員認可に関する記事のタイトルには私立各種学校や私立学校の教員認可の記事も確認できた。そして、1899年「私立学校令」（8月3日勅令第359号）によれば、小学校に類する各種学校の教員認可は地方長官による<sup>16)</sup>とされていた事実をあわせてみると、『中等教育諸学校職員録』に掲載されなかった124校は、私立学校、とりわけ、その他の各種学校に分類される学校が少なくなかったと推測される。

当時の各種学校について『日本近代教育百年史』は、「工業学校の拡充が一応ほぼ完了した一九二〇年代になると、工業各種学校はさらに新たな分野を開拓しはじめ、自動車・飛行機・鉄道・電気通信といった交通関係の技術を内容とする学校の設立が多くなった<sup>17)</sup>と説明している。さらに、「その他の各種学校では、大正期以後、女子生徒が次第に増加してきた。これは大正期以降、女子のための職業技能訓練をおこなう各種学校、すなわち看護婦、美容師、タイピスト、保母などを養成する学校や、女子の家政的技能を養う各種学校、料理、洋裁、栄養等の学校が増加したためである<sup>18)</sup>」こともわかっている。

また、土方らの研究によれば、私立各種学校が多いのは、東京や大阪、兵庫、岡山、愛知、神奈川等の都市部であったとされる<sup>19)</sup>。そこで、学校申請をした350校が設置された地域と当該地域において教員の認可を受けた人数についてみると、次のようになっていた。

すなわち、北海道7校20人、青森県6校23人、岩手県2校5人、宮城県1校13人、福島県4校12人、茨城県17校31人、栃木県2校3人、埼玉県3校6人、千葉県6校11人、東京府93校635人、神奈川県9校16人、新潟県1校2人、富山県1校1人、石川県4校9人、山梨県1校3人、長野県1校3人、岐阜県1校5人、静岡県15校55人、愛知県31校184人、三重県15校31人、京都府17校80人、大阪府15校64人、兵庫県19校154人、奈良県1校2人、和歌山県1校1人、鳥取県1校1人、岡山県3校6人、広島県20校84人、山口県11校36人、徳島県1校1人、福岡県15校56人、長崎県16校161人、熊本県4校13人、大分県1校1人、宮崎県1校1人、鹿児島県4校12人となっていた。秋田県、山形県、群馬県、福井県、滋賀県、鳥根県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、沖縄県の11県において学校申請による教員の認可を受けた事例は確認できなかった。

さらに、土方らの研究は<sup>20)</sup>、各種学校の総数と公立・私立の設置主体の二軸で各府県を次の4パターンに類型化している。すなわち、(1) 私立中心の東京府・神奈川県・愛知県、(2) 公私両方が多い大阪府・京都府・兵庫県・岡山県、(3) 公立中心の長野県・鳥取県・奈良県・高知県・和歌山県、および(4) 各種学校がほとんどない府県の秋田県・青森県・沖縄県・宮崎県・佐賀県の4パターンである。

神奈川県や岡山県、青森県においては土方らの研究と異なる傾向がみられたものの、それら以外の地域では、土方らの研究が指摘した類型化がほぼあてはまっていた。

以上のように、学校申請した学校名には、「裁縫女学校」や「技芸女学校」、「女子商業学校」等が冠されている学校が少なくなく、女性のための学校が350校のうち半数以上の183

校を占めていた。そして、学校名や『中等教育諸学校職員録』による分類、設置された地域等から、これらの学校種別は、「高等女学校」に分類される高等女学校ないしは実業学校に類する各種学校や私立学校を中心に、私立商業学校や簿記・珠算系の各種学校、私立工業学校や自動車系の各種学校、美容系や理髪系の各種学校等多種多様であった。その中には、絶対数としては少ないものの、高等女学校や中学校を校名に冠する学校からも教員認可の申請がなされていたことは確認しておきたい。

### 3.3 『文部時報』に掲載された教員認可に関する記事の認可科目

次に、『文部時報』に掲載された上記の2,291人が認可を受けた科目を調査した。このうち118人は、学校長（事務取扱を含む）としての認可を受けていた。この118人は全員が学校申請であり、350校中94校から申請がなされていた。残る2,173人が教員として、延べ3,857科目の認可を受けていた。その内訳は、個人申請が540人延べ1,464科目、学校申請が1,633人延べ2,393科目となっていた。

認可を受けた科目は、師範学校中学校高等女学校教員検定全39科目と実業学校教員検定全74科目の合計113科目を上回る、少なくとも350科目にのぼった。換言すれば、師範学校中学校高等女学校の教員免許状や実業学校の教員免許状よりも科目を細分化して認可していたことがわかる。

表3は、これらの350科目を上述した6つに大別し、個人申請と学校申請に分けて認可を受けた人数を整理したものである。350科目を6つに分類した内訳は、(1) 免許状科目54科目、(2) 農業科目35科目、(3) 工業科目164科目、(4) 商業科目は19科目、(5) 商船科目8科目、(6) 各種の科目は70科目となっていた。

(1) から (6) までの科目ごとに認可を受けた人数を集計すると、最も多くの認可を受けていたのは、(1) 免許状科目であり、54科目1,878人が認可を受けていた。その内訳は、個人申請34科目375人、学校申請51科目1,503人となっていた。

免許状科目のうち最も多くの認可を受けた科目は裁縫であり、個人申請37人と学校申請141校502人の合計539人が認可を受けていた。

次に多くの認可を受けていたのは、(2) 農業科目であり、35科目828人全員が個人申請であった。同様に、(5) 商船科目についても8科目41人全員が個人申請であった。

農業科目のうち最も多くの認可を受けていた科目は農場実習115人であった。農場実習は、上述のように、1922年に導入された実業学校教員検定「農業ノ部」の科目として位置付けられていた。この他に、同検定「農業ノ部」の科目として畜産、農業経済、林業、蹄鉄実習の4科目、「商船ノ部」の科目として航海術、運用術、機関術、運用技業の4科目も実業学校教員検定の科目として位置づけられていた。

(3) 工業科目は、164科目に合計680人が認可を受けており、その内訳は、個人申請が63科目195人、学校申請が118科目485人となっていた。工業科目のうち最も多くの認可を受けていた科目は製図であり、個人申請1人と学校申請9校80人の合計81人が認可を受けていた。

表3 認可科目と学校設置主体ごとの認可人数

| No    | 認可科目名    | 個人 | 学校 | No   | 認可科目名 | 個人  | 学校   |
|-------|----------|----|----|------|-------|-----|------|
| 免許状科目 |          |    |    | 39   | 裁縫    | 37  | 502  |
| 1     | 修身       | 11 | 75 | 40   | 体操    | 0   | 81   |
| 2     | 倫理       | 0  | 1  | 41   | 兵式体操  | 58  | 0    |
| 3     | 公民科      | 0  | 21 | 42   | 武科体操  | 3   | 0    |
| 4     | 教育       | 0  | 7  | 43   | 剣道    | 0   | 3    |
| 5     | 国語漢文     | 0  | 6  | 44   | 柔道    | 0   | 2    |
| 6     | 国語       | 42 | 88 | 45   | 音楽    | 0   | 18   |
| 7     | 漢文       | 33 | 12 | 46   | 唱歌    | 0   | 7    |
| 8     | 読書       | 6  | 1  | 47   | 簿記    | 7   | 70   |
| 9     | 作文       | 10 | 6  | 48   | 農業    | 1   | 0    |
| 10    | 英語       | 30 | 94 | 49   | 商業    | 9   | 13   |
| 11    | 独逸語      | 0  | 1  | 50   | 手芸    | 4   | 51   |
| 12    | 支那語      | 9  | 2  | 51   | 刺繡    | 4   | 40   |
| 13    | 歴史       | 16 | 35 | 52   | 造花    | 4   | 5    |
| 14    | 地理       | 3  | 32 | 53   | 編物    | 1   | 6    |
| 15    | 数学       | 16 | 92 | 54   | 染色    | 0   | 1    |
| 16    | 算術代数幾何   | 2  | 0  | 科目計  |       | 375 | 1503 |
| 17    | 算術       | 9  | 28 | 農業科目 |       |     |      |
| 18    | 代数       | 8  | 3  | 55   | 土壌    | 41  | 0    |
| 19    | 幾何       | 8  | 2  | 56   | 肥料    | 66  | 0    |
| 20    | 三角       | 1  | 0  | 57   | 農具    | 46  | 0    |
| 21    | 理科       | 1  | 27 | 58   | 気象    | 23  | 0    |
| 22    | 博物       | 0  | 3  | 59   | 病虫害   | 6   | 0    |
| 23    | 動物       | 0  | 1  | 60   | 害虫    | 4   | 0    |
| 24    | 植物       | 0  | 1  | 61   | 作物    | 61  | 0    |
| 25    | 鉱物       | 0  | 1  | 62   | 作物病虫害 | 19  | 0    |
| 26    | 生理       | 0  | 10 | 63   | 植物病虫害 | 4   | 0    |
| 27    | 衛生       | 0  | 13 | 64   | 植物生理  | 4   | 0    |
| 28    | 物理       | 10 | 15 | 65   | 植物病理  | 5   | 0    |
| 29    | 化学       | 10 | 15 | 66   | 養蚕    | 53  | 0    |
| 30    | 理化(学)    | 1  | 10 | 67   | 桑樹栽培  | 1   | 0    |
| 31    | 理化学大意    | 0  | 1  | 68   | 園芸    | 67  | 0    |
| 32    | 法制経済     | 0  | 13 | 69   | 畜産    | 57  | 0    |
| 33    | 法制・法規・法令 | 5  | 13 | 70   | 家畜生理学 | 1   | 0    |
| 34    | 経済       | 7  | 3  | 71   | 家畜衛生  | 2   | 0    |
| 35    | 習字       | 5  | 14 | 72   | 病理    | 1   | 0    |
| 36    | 図画       | 1  | 24 | 73   | 蹄鉄    | 1   | 0    |
| 37    | 用器画      | 3  | 1  | 74   | 蹄鉄蹄病  | 1   | 0    |
| 38    | 家事       | 0  | 33 | 75   | 農業経済  | 41  | 0    |

| No  | 認可科目名       | 個人  | 学校 | No  | 認可科目名     | 個人 | 学校 |
|-----|-------------|-----|----|-----|-----------|----|----|
| 76  | 農業簿記        | 37  | 0  | 114 | 熱力学       | 0  | 1  |
| 77  | 農業法規        | 14  | 0  | 115 | 燃料油脂      | 0  | 1  |
| 78  | 農業土木        | 50  | 0  | 116 | 力学        | 0  | 2  |
| 79  | <b>林業</b>   | 1   | 0  | 117 | 金属組織      | 0  | 1  |
| 80  | 林学大意        | 24  | 0  | 118 | ゴム及カーボン   | 0  | 1  |
| 81  | 獣医学大意       | 42  | 0  | 119 | 材料強弱      | 0  | 2  |
| 82  | 獣医警察学       | 1   | 0  | 120 | 鉄筋コンクリート  | 0  | 4  |
| 83  | 外科手術        | 1   | 0  | 121 | 鉄骨構造学     | 0  | 1  |
| 84  | <b>農場実習</b> | 115 | 0  | 122 | 器具        | 0  | 2  |
| 85  | 養蚕実習        | 6   | 0  | 123 | 工具        | 0  | 1  |
| 86  | <b>蹄鉄実習</b> | 2   | 0  | 124 | 工作法       | 5  | 2  |
| 87  | 農業実習        | 6   | 0  | 125 | 整理法       | 1  | 0  |
| 88  | 農蚕製造        | 3   | 0  | 126 | 飛行機学      | 0  | 3  |
| 89  | 農産製造        | 45  | 0  | 127 | 飛行機設計製作法  | 0  | 1  |
|     | 科目計         | 828 | 0  | 128 | 飛行機操縦術    | 0  | 3  |
|     | <b>工業科目</b> |     |    | 129 | 交通学       | 0  | 1  |
| 90  | <b>機械</b>   | 3   | 13 | 130 | 自動車学      | 0  | 17 |
| 91  | 機械学         | 0   | 13 | 131 | 自動車工学     | 0  | 4  |
| 92  | 応用機械学       | 0   | 2  | 132 | 自動車構造     | 0  | 10 |
| 93  | 機械一般        | 0   | 1  | 133 | 自動車構造及作用  | 0  | 3  |
| 94  | 機械工学        | 2   | 7  | 134 | 自動車構造及修理法 | 0  | 1  |
| 95  | 工学          | 0   | 1  | 135 | 自動車構造及操縦法 | 0  | 1  |
| 96  | 機械製図        | 9   | 2  | 136 | 自動車分解組立   | 0  | 1  |
| 97  | 機械設計        | 0   | 1  | 137 | 分解組立      | 0  | 2  |
| 98  | 機械実験        | 0   | 4  | 138 | 自動車修理法    | 0  | 5  |
| 99  | 機械の設備       | 0   | 1  | 139 | 自動車取扱法    | 0  | 1  |
| 100 | 製図          | 1   | 80 | 140 | 自動車操縦法    | 0  | 17 |
| 101 | 設計          | 0   | 4  | 141 | 自動車発動機学   | 0  | 2  |
| 102 | 設計製図        | 0   | 3  | 142 | 自動車電気学    | 0  | 1  |
| 103 | 応用力学        | 0   | 4  | 143 | 自動車法規     | 0  | 2  |
| 104 | 器械運動学       | 0   | 1  | 144 | 工場管理      | 0  | 1  |
| 105 | 原動機         | 0   | 1  | 145 | 造船学       | 0  | 29 |
| 106 | 汽機          | 0   | 1  | 146 | <b>電気</b> | 0  | 11 |
| 107 | 工業数学        | 0   | 1  | 147 | 電気学       | 1  | 19 |
| 108 | 水利学         | 0   | 2  | 148 | 電気工学      | 1  | 17 |
| 109 | 水力学         | 0   | 3  | 149 | 電気工学実験    | 0  | 1  |
| 110 | 水力機         | 0   | 2  | 150 | 電気工学大意    | 0  | 2  |
| 111 | 造機学         | 0   | 19 | 151 | 電工学       | 0  | 4  |
| 112 | タービン        | 0   | 1  | 152 | 電気一般      | 0  | 2  |
| 113 | 内燃機         | 0   | 2  | 153 | 電機学       | 1  | 14 |

| No  | 認可科目名   | 個人 | 学校 | No  | 認可科目名     | 個人 | 学校 |
|-----|---------|----|----|-----|-----------|----|----|
| 154 | 電気機     | 0  | 2  | 194 | 化学分析      | 2  | 0  |
| 155 | 電気実験    | 0  | 2  | 195 | 製陶法       | 2  | 0  |
| 156 | 電気測定    | 0  | 2  | 196 | 陶画        | 2  | 0  |
| 157 | 磁気学     | 0  | 1  | 197 | 製糸        | 1  | 0  |
| 158 | 電磁気工学大意 | 0  | 1  | 198 | 機織法       | 2  | 0  |
| 159 | 交流理論    | 0  | 2  | 199 | 染織法       | 2  | 0  |
| 160 | 発動機学    | 0  | 4  | 200 | 図案        | 5  | 0  |
| 161 | 発動機操作法  | 0  | 2  | 201 | 図学        | 0  | 1  |
| 162 | 発電所     | 0  | 2  | 202 | 自在画       | 1  | 0  |
| 163 | 電力伝送及分配 | 0  | 2  | 203 | 意匠        | 0  | 2  |
| 164 | 電燈      | 0  | 1  | 204 | 採光法       | 0  | 1  |
| 165 | 電信電話    | 0  | 2  | 205 | 彩色写真      | 0  | 1  |
| 166 | 試金術     | 0  | 1  | 206 | 芸術写真      | 0  | 1  |
| 167 | 土木      | 1  | 1  | 207 | 修正法       | 0  | 1  |
| 168 | 土木工学    | 0  | 6  | 208 | エヤーブラシユ修整 | 0  | 1  |
| 169 | 河海工学    | 0  | 2  | 209 | 家具製図      | 2  | 0  |
| 170 | 橋梁学     | 0  | 2  | 210 | 木工製図      | 1  | 0  |
| 171 | 構造学     | 0  | 10 | 211 | 木工実習      | 2  | 0  |
| 172 | 工事方法    | 0  | 3  | 212 | 木彫実習      | 2  | 0  |
| 173 | 石工学     | 0  | 2  | 213 | 彫刻実習      | 1  | 0  |
| 174 | 電気鉄道    | 0  | 1  | 214 | 機械仕上実習    | 3  | 0  |
| 175 | 建築      | 0  | 3  | 215 | 機械実習      | 16 | 1  |
| 176 | 日本建築    | 0  | 2  | 216 | 仕上実習      | 5  | 1  |
| 177 | 建築製図    | 1  | 0  | 217 | 鍛工実習      | 4  | 0  |
| 178 | 規矩法     | 1  | 0  | 218 | 鋳工実習      | 2  | 0  |
| 179 | 建築意匠    | 0  | 2  | 219 | 鋳物実習      | 2  | 0  |
| 180 | 建築材料    | 0  | 1  | 220 | 鋳造実習      | 1  | 0  |
| 181 | 建築工具    | 1  | 0  | 221 | 木型実習      | 5  | 0  |
| 182 | 建築法規    | 0  | 1  | 222 | 模型実習      | 2  | 0  |
| 183 | 採鉱      | 1  | 7  | 223 | 電機実習      | 2  | 0  |
| 184 | 選鉱学     | 0  | 1  | 224 | 電気実習      | 6  | 0  |
| 185 | 地質及鉱物   | 0  | 1  | 225 | 大工実習      | 5  | 0  |
| 186 | 採鉱冶金学   | 0  | 2  | 226 | 建築実習      | 7  | 0  |
| 187 | 鉱床学     | 0  | 1  | 227 | 指物実習      | 3  | 0  |
| 188 | 鉱山      | 0  | 1  | 228 | 測量実習      | 1  | 5  |
| 189 | 測量学     | 27 | 4  | 229 | 分析実習      | 1  | 0  |
| 190 | 鉱山測量    | 0  | 2  | 230 | 応用化学実習    | 1  | 0  |
| 191 | 冶金      | 1  | 4  | 231 | 陶磁実習      | 1  | 0  |
| 192 | 製造冶金    | 0  | 1  | 232 | 機織実習      | 5  | 0  |
| 193 | 応用化学    | 2  | 1  | 233 | 染織実習      | 7  | 0  |

| No  | 認可科目名     | 個人  | 学校  | No  | 認可科目名    | 個人 | 学校  |
|-----|-----------|-----|-----|-----|----------|----|-----|
| 234 | 活版実習      | 1   | 0   | 272 | 商工経営論    | 0  | 1   |
| 235 | 平版実習      | 1   | 0   |     | 科目計      | 24 | 114 |
| 236 | 絵画実習      | 1   | 0   |     | 商船科目     |    |     |
| 237 | 印画実習      | 0   | 1   | 273 | 航海術      | 3  | 0   |
| 238 | 採光法実習     | 0   | 1   | 274 | 運用術      | 2  | 0   |
| 239 | 修正実習      | 0   | 1   | 275 | 機関術      | 2  | 0   |
| 240 | 家具実習      | 16  | 0   | 276 | 海上気象学    | 1  | 0   |
| 241 | 挽物実習      | 1   | 0   | 277 | 運用技業     | 2  | 0   |
| 242 | 髹漆実習      | 2   | 0   | 278 | 機関実習     | 1  | 0   |
| 243 | 漆工実習      | 3   | 0   | 279 | 技業       | 3  | 0   |
| 244 | 描金実習      | 1   | 0   | 280 | 航海術実習    | 4  | 0   |
| 245 | 轆轤実習      | 2   | 0   |     | 科目計      | 41 | 0   |
| 246 | 木地轆轤実習    | 1   | 0   |     | 各種の科目    |    |     |
| 247 | 製図実習      | 1   | 0   | 281 | 日本髪      | 0  | 8   |
| 248 | 図案実習      | 1   | 0   | 282 | 洋髪       | 0  | 2   |
| 249 | 土木実習      | 1   | 0   | 283 | 洋風結髪     | 0  | 4   |
| 250 | 自動車実習     | 0   | 1   | 284 | 和洋結髪     | 0  | 8   |
| 251 | 自動車操縦実習   | 0   | 15  | 285 | 結髪術・結髪技術 | 0  | 22  |
| 252 | プロモオイル実習  | 0   | 1   | 286 | 美髪術      | 0  | 14  |
| 253 | 学科演習      | 0   | 3   | 287 | 理髪術・理髪技術 | 0  | 19  |
|     | 科目計       | 195 | 485 | 288 | 理髪薬物     | 0  | 1   |
|     | 商業科目      |     |     | 289 | 理髪営業法    | 0  | 1   |
| 254 | 商事要項      | 6   | 27  | 290 | 技術実習     | 0  | 18  |
| 255 | 商業簿記      | 1   | 3   | 291 | 裁縫技芸     | 0  | 1   |
| 256 | 商業算術      | 2   | 5   | 292 | 和洋裁縫     | 0  | 1   |
| 257 | 商品        | 2   | 6   | 293 | 和服裁縫     | 0  | 6   |
| 258 | 商業英語      | 0   | 3   | 294 | 洋服裁縫     | 0  | 16  |
| 259 | 珠算        | 10  | 52  | 295 | 男子洋服裁縫   | 0  | 1   |
| 260 | 商業実践      | 1   | 1   | 296 | 洋服製図     | 0  | 1   |
| 261 | 実習        | 0   | 3   | 297 | 婦人服      | 0  | 2   |
| 262 | タイプライティング | 0   | 5   | 298 | 婦人子供服    | 0  | 1   |
| 263 | 会計学       | 0   | 1   | 299 | 子供服裁縫    | 0  | 3   |
| 264 | 会社        | 0   | 1   | 300 | ミシン裁縫    | 0  | 2   |
| 265 | 銀行        | 0   | 1   | 301 | ミシン刺繍    | 0  | 2   |
| 266 | 商業作文      | 1   | 0   | 302 | ミシン使用法   | 0  | 2   |
| 267 | 商業史       | 1   | 0   | 303 | 洗濯       | 0  | 1   |
| 268 | 商業地理      | 0   | 1   | 304 | 美装術      | 0  | 20  |
| 269 | 商業法規      | 0   | 2   | 305 | 装飾法      | 0  | 3   |
| 270 | 民法        | 0   | 1   | 306 | 装飾画      | 0  | 5   |
| 271 | 法学通論      | 0   | 1   | 307 | 装飾図      | 0  | 4   |



| No  | 認可科目名 | 個人 | 学校 | No  | 認可科目名  | 個人   | 学校   |
|-----|-------|----|----|-----|--|------|------|
| 308 | 繡絵    | 0  | 2  | 331 | 検査   | 0    | 2    |
| 309 | 袋物    | 0  | 5  | 332 | 細菌   | 0    | 1    |
| 310 | 手芸実習  | 1  | 0  | 333 | 包帯学  | 0    | 1    |
| 311 | 花道    | 0  | 2  | 334 | 美容術  | 0    | 12   |
| 312 | 華道    | 0  | 1  | 335 | 美顔術  | 0    | 15   |
| 313 | 押花    | 0  | 1  | 336 | 化粧法  | 0    | 7    |
| 314 | 生花    | 0  | 7  | 337 | 美粧   | 0    | 2    |
| 315 | 古流生花  | 0  | 1  | 338 | 化粧品製造法化学   | 0    | 1    |
| 316 | 池坊生花  | 0  | 2  | 339 | 美爪術  | 0    | 1    |
| 317 | 插花    | 0  | 2  | 340 | マッサージ学   | 0    | 1    |
| 318 | 盆石    | 0  | 1  | 341 | 割烹   | 0    | 1    |
| 319 | 茶道    | 0  | 4  | 342 | 日本料理   | 0    | 1    |
| 320 | 茶湯    | 0  | 5  | 343 | 製菓   | 0    | 3    |
| 321 | 点茶    | 0  | 2  | 344 | 製麺麴  | 0    | 2    |
| 322 | 作法    | 0  | 7  | 345 | 育児   | 0    | 1    |
| 323 | 礼法    | 0  | 1  | 346 | 真理   | 0    | 1    |
| 324 | 礼式    | 0  | 1  | 347 | 家計簿記   | 0    | 1    |
| 325 | 看護学   | 0  | 3  | 348 | 関係法令   | 0    | 3    |
| 326 | 救急療法  | 0  | 1  | 349 | 官用   | 0    | 1    |
| 327 | 解剖    | 0  | 9  | 350 | 速記科  | 0    | 1    |
| 328 | 消毒    | 0  | 4  |     | 科目計  | 1    | 291  |
| 329 | 薬物    | 0  | 1  |     | 総計   | 1464 | 2393 |
| 330 | 伝染病   | 0  | 3  |     | 註1 『文部時報』より筆者が作成。<br>註2 ゴシック体は、後の実業学校<br>教員検定制度科目を表している。 |      |      |

工業科目は（1）から（6）までに大別した中で最も科目数が多くなっていた。換言すれば、工業科目は最も細分化して認可していたことがわかる。特に注目すべきは、機械仕上実習等の個々の実習に細分化した科目が確認できることである。そこで、実習科目についてみると、その科目数は43科目、これらの43科目に個人申請113人と学校申請12校34人の合計147人が認可を受けていた。さらにいえば、工業科目の認可を受けた個人申請195人のうち113人が実習科目の認可を受けていた。他方、学校申請485人のうち実習科目の認可を受けたのは34人であった。上述のように、1922年「実業学校教員検定ニ関スル規程」の特質として個々の実習に限定した科目の存在が指摘されていた。「文部大臣ノ認可シタル者」に関しても実習科目の認可を受けた者が少なくなかった。この事実は注目されてよい。そして、これらの実習科目を含め、次の16科目が実業学校教員検定「工業ノ部」の科目として位置づけられていた。すなわち、機械や電気、土木、建築、採鉱、冶金、応用化学、図案、機械仕上実習、鍛工実習、鑄工実習、大工実習、測量実習、分析実習、挽物実習、および髹漆実習の16科目である。

(4) 商業科目は、19科目に合計138人が認可を受けており、個人申請が8科目24人、学校申請が17科目114人となっていた。商事要項や商業算術、商品、商業英語、珠算、商業実践、タイプライティングの7科目が実業学校教員検定「商業ノ部」の科目として位置づけられていた。

最後に、(6) 各種の科目は、70科目に合計292人が認可を受けており、個人申請が1科目1人、学校申請が69科目291人となっていた。個人申請は手芸実習1科目1人であり、免許状科目の手芸のうち実習に関する内容に限定して認可したと考えられる。換言すれば、各種の科目は、そのほとんどが学校申請を認可したものであった。

そして、認可された各種の科目は、理髪や美容等の科目に加え、和服裁縫や洋服裁縫、婦人服、子供服などの裁縫の内容を細分化したような科目名が少なくなかった。

### 3.4 「文部大臣ノ認可シタル者」と実業学校教員検定の関係

個人申請の540人は、全員が1920年4月30日（1920年5月11日発行の第2号に掲載）から1922年4月18日（1922年5月1日発行の第73号に掲載）までの約2年間に認可されていた。換言すれば、1922年4月19日以降、個人申請によって教員の認可を受けた者は確認できなかった。

ここで注目すべきは、1922年1月24日に「実業学校教員検定ニ関スル規程」が制定・施行された約3か月後まで「文部大臣ノ認可シタル者」が存在したことである。

上述したように、同規程により「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」の第4の要件である「文部大臣ノ認可シタル者」が「教員免許令ニ依リ教員免許状ヲ有スル者」に改められた。ただし、同規程は、附則において「本令施行前ニ於テ文部大臣ノ認可シタル者ノ公立私立実業学校教員資格ニ関シテハ従前ノ例ニ依ル」とした。

そこで、実業学校教員検定との関係に着目すると、実業学校教員検定は、1922年3月に第1回の試験検定が実施されたことが知られている<sup>21)</sup>。実際、本研究において、改めて『官報』を調査したところ、「機械設計及製図」、「耕種」、「商事要項」の3科目が、いずれも3月28日から同30日までの3日間の日程で実施されたことが確認できた<sup>22)</sup>。そして、この実業学校教員検定の第1回合格者が発表された日に注目すると、1922年4月5日<sup>23)</sup>に「機械設計及製図」の6人、同15日<sup>24)</sup>に「耕種」の23人と「商事要項」の12人の合格が発表された。

第2回の試験検定は、1922年7月3日文部省告示第480号により次の9科目について実施することが周知された<sup>25)</sup>。すなわち、「機械（機械設計及製図）」、「建築（建築設計及製図）」、「電気（電気磁気及測定）」、「図案」、「耕種」、「蚕業」、「農芸化学」、「商事要項」、「簿記」の9科目である。そして、7月7日の『官報』により11月に上記9科目を実施することが案内された<sup>26)</sup>。日程の詳細は、1922年10月3日に周知され<sup>27)</sup>、11月10日から24日までの間に各科目の試験が実施された。

その後、上述のように、1922年8月4日に実業学校教員検定の無試験検定科目が告示され、東京農業大学専門部や大倉高等商業学校等が無試験検定の許可学校になっていった。

実際、1923（大正12）年度には実業学校教員検定の無試験検定に204人が出願し、90人が合格したことが知られている。その後、実業学校教員検定は、1937（昭和12）年度までに試験検定には15,000人以上が出願し、1,800人以上が合格した。そして、同年までに無試験検定にも6,000人以上が出願し、4,400人以上が合格したことがわかっている<sup>28)</sup>。

最終的に、実業学校教員検定は、1947（昭和22）年「学校教育法施行規則」（5月23日文部省令第11号）により廃止された。しかし、教員免許状の効力、授与等は1949（昭和24）年「教育職員免許法」（5月31日法律第147号、9月1日施行）まで続き、同年の「教育職員免許法施行規則」（5月31日法律第148号、9月1日施行）による認定講習受講などの移行措置を経て、戦後の新しい教員免許状へと切り替えられた<sup>29)</sup>。

さて、以上のような経過をたどる実業学校教員検定と「文部大臣ノ認可シタル者」との関係性を明らかにする。そのために、実業学校教員検定による教員免許状の交付日に着目すると、1922年4月5日と15日に『官報』に掲載された第1回の実業学校教員検定合格者に授与された教員免許状に掲載された交付年月日は、1922年4月19日であった<sup>30)</sup>。

実業学校教員検定による実業学校教員免許状は、1922年4月18日に「文部大臣ノ認可シタル者」として農業学校教員4人を最後に認可した後、翌4月19日から交付されていたことがわかる。「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」における「文部大臣ノ認可シタル者」は、こうして「教員免許令ニ依リ教員免許状ヲ有スル者」へと改められた。

### 3.5 『文部時報』に掲載された教員認可に関する記事と私立学校・各種学校等の関係

他方、学校申請により教員の認可を受けた1,751人は、1920年4月7日（1920年5月1日発行の第1号に掲載）から1935年2月27日（1935年4月21日発行の第512号に掲載）までの36年間にわたり一貫して確認できた。換言すれば、学校申請の場合も、1922年1月24日に実業学校教員検定が制度化され、施行された後も認可され続けていた。

さらに、学校申請の場合、個人申請の場合と異なり、実業学校教員検定による教員免許状が交付されるようになった1922年4月19日以降も、文部大臣による認可を受けた教員が存在し続けていた。その数は1,481人にのぼった。『文部時報』は、これらの1,481人についても「実業学校教員認可」等のタイトルで掲載していた。

実際、「職業学校規程」や「商業学校規程」によると考えられる「技芸女学校」や「女子技芸学校」、「女子職業学校」、「女子商業学校」等と称する学校の教員も認可を受けていた。

見方によっては、「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」における第4の要件である「文部大臣ノ認可シタル者」が、1922年「実業学校教員検定ニ関スル規程」制定後も存続していたとみることも不可能ではない。

しかし、あらかじめ述べておくと、学校申請による教員認可が1922年4月19日以降も確認できた事実は、実業学校教員検定が制度化された後も、「文部大臣ノ認可シタル者」が存在し続けたのではなく、高等女学校研究等<sup>31)</sup>が指摘するように、私立学校や各種学校、職業学校等が、実科高等女学校や女子商業学校等を経て、高等女学校等へと組織変更していく一

過程として、教員組織を整備すべく、文部大臣の認可を受けていたと考えている。

具体的な事例として、茨城県の松原裁縫女学校（茨城県多賀郡松原町（現高萩市））についてみると、同校は、松原裁縫専修所を前身とし、1924（大正12）年11月20日に県の認可を受け松原裁縫女学校と改称、12月3日に開校した<sup>32)</sup>。そして、開校直前の11月29日に同校の教員として3人が文部大臣の認可を受けていた<sup>33)</sup>。

同校は、その後、1928年3月に松原尋常高等小学校内に校舎を新築し、同年3月31日に4年制実科課程の茨城県松原実科高等女学校となった。同校は、1937年に松原町が高萩町に改称したことに伴い茨城県高萩実科高等女学校と改称した。そして、「高萩町民の高等女学校設置要望に應えるため」、1942（昭和17）年の規則改定による定員増や1943年3月の独立校舎移転、専任校長招聘など「高等女学校昇格のための条件整備を着々と行った」結果、1943年11月茨城県高萩高等女学校となった。さらに、1945（昭和20）年2月には「念願の県移管」がなされ、茨城県立高萩高等女学校となった<sup>34)</sup>。

松原裁縫女学校の例にとどまらず、私立学校や各種学校、職業学校等もまた、定員増等の規則改定や独立校舎の新築といった施設・設備、および教育課程等を整備し、実科高等女学校や高等女学校へ組織変更することにより、公的教育機関としての地位や資格、特典の獲得へと向かう学校が存在したことがわかっている<sup>35)</sup>。その際、国語や数学などの時間数を減らさないなど、教育課程水準の維持を文部省が求めていたことも知られている<sup>36)</sup>。本研究においても、上述のように、学校申請により国語や算数などの教員として認可を受けていた事例が少なくなかったことが確認できた。

そして、三好によれば<sup>37)</sup>、「各種学校が女子商業学校へ昇格した事例は数多く存在」<sup>38)</sup>し、各種学校が職業学校となった後に商業学校へと「二段構えで昇格した例」<sup>39)</sup>も存在したことがわかる。さらに、職業学校から「高等女学校への転換の事例は多い」<sup>40)</sup>とされる。

松原裁縫女学校が「念願」とした高等女学校に組織変更するためには、「高等女学校令」や「教員免許令」に規定された教員組織の整備が求められ、免許状を有する教員の2倍以上の免許状を有さない者を採用する場合、文部大臣の認可を受けなければならなかった<sup>41)</sup>。

そこで、松原裁縫女学校が、まずもって整備したのが、教員組織であった。この教員組織の整備の重要性について、大谷の研究が興味深い事実に言及している。高等女学校の事例ではないものの、町立から庁立中学校に移管される過程で、「早々に移管しなければ良教員の確保などに差し障りがあるのではないか」という道会議員の懸念<sup>42)</sup>があったという。

このように「高等女学校令」にもとづく学校への組織変更だけでなく、私立学校や各種学校等が商業学校や職業学校等に組織変更するときも、「実業学校令」による「商業学校規程」や「職業学校規程」等にもとづく規則や施設・設備、教育課程等に加え、「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」にもとづく教員組織の整備が求められた。

具体的には、商業学校や農業学校、工業学校は、資格を有する教員の2分の1以上、資格を有さない者を採用する場合に、職業学校や実業補習学校は、資格を有する教員を超えて資格を有さない者を採用する場合に、文部大臣に認可を受ける必要があった<sup>43)</sup>。

これらの諸要件を充足しながら私立学校や各種学校が、実科高等女学校や高等女学校、実業学校女子部、女子実業学校等へと組織変更することについて、「各種学校が担ってきた領域を国が制度化」<sup>44)</sup>する過程であったとみる研究も蓄積されつつある。

いずれにしても、1922年4月19日以降も私立学校の教員が認可を受け続けていた事実は、「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」における第4の要件である「文部大臣ノ認可シタル者」が、1922年「実業学校教員検定ニ関スル規程」制定後も存続していたというよりも、むしろ先行研究が指摘してきた、私立学校や各種学校等が「高等女学校令」や「実業学校令」等にもとづき規則や教育課程、設備等を整え、高等女学校や実業学校等へと組織を変更するための一過程として教員組織を整備していたと考えられる。

少なくとも「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」における「文部大臣ノ認可シタル者」が、1922年4月19日以降に存在したわけではなかったことは間違いない。

#### 4. おわりに

以上のように、本研究は、実業学校教員検定制度の成立に関する研究の一環として、「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」における「文部大臣ノ認可シタル者」の実態解明を第一義的課題とし、その成果を踏まえて実業学校教員検定との関係を調査・分析した。

分析に際して、『文部時報』に掲載された教員認可に関する記事246件延2,317人（公私立実業専門学校教員26人を含む）を対象とし、申請主体や学校種別、地域、認可科目、認可年月日に着目した。

その結果、540人は個人による申請であり、残りの1,751人は学校による申請であった。

学校申請は少なくとも350校からなされ、「技芸女学校」や「女子職業学校」等を校名とする学校が半数以上の183校であった。これらの学校は、主に、私立学校ないし各種学校に分類される学校の申請であったと考えられる。

認可を受けた科目は、師範学校中学校高等女学校教員検定や実業学校教員検定の113科目よりも細分化されており、350科目にのぼった。個人申請540人は1,464科目、学校申請350校1,751人（校長118人を含）は2,393科目の認可を受けていた。国語や数学、裁縫、手芸などの認可を受けた人数が1,878人と最多で、中でも裁縫の認可を受けた人数は539人にのぼった。次に、農業科目35科目828人であり、全員個人申請であった。工業科目は科目数が最多の164科目あり、個人申請195人と学校申請485人の合計680人が認可を受けていた。注目すべきは、個人申請195人のうち約6割にあたる113人が、機械仕上実習等の個々の実習に細分化された科目の認可を受けていたことであり、後の実業学校教員検定「工業ノ部」と同じ科目について認可を受けたケースが少なくなかった。

最後に、認可を受けた年月日について検討した結果、個人申請は実業学校教員検定が制度化された約3か月後の1922年4月18日まで認可され続けていたことが明らかになった。これは実業学校教員検定合格者に教員免許状を交付するまでの移行措置であった。同検定による教員免許状は、「文部大臣ノ認可シタル者」として1922年4月18日に4人を教員として認

可した後、翌4月19日から交付されるようになった。

他方、学校申請もまた1922年4月19日以降も教員の認可を受け続けていた。しかし、これらの学校申請は、「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」における第4の要件である「文部大臣ノ認可シタル者」が、1922年の「実業学校教員検定ニ関スル規程」制定後も存続していたというよりも、むしろ私立学校、とりわけ各種学校が規則や施設・設備、教育課程だけでなく、文部大臣の認可を受けた教員を確保すること等により、「高等女学校令」や「実業学校令」等に規定された諸要件を充足し、公的教育機関としての地位や資格、特典の獲得という向かう学校へと組織変更するための一過程であったとみる事ができた。

実業学校教員検定は、1922年4月18日に「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」による「文部大臣ノ認可シタル者」として最後に4人を認可した後、翌4月19日から実業学校教員検定合格者に教員免許状を交付することにより制度的にも実態としても成立したとみる事ができる。

付記 本研究は、日本学術振興会科学研究費（15K17355、若手研究（B））「戦前日本の工業教員養成に果たした実業学校教員検定の役割に関する歴史的研究」（研究代表・内田徹）の助成を受けたものである。

#### 引用文献・註

- 1) 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」2011年、p.58。
- 2) 伊藤一雄「工業教員養成の現状と課題—X県Y工業高校の工業教員のキャリア調査結果を通して—」、名古屋大学『職業と技術の教育学』14巻、2001年、pp.19-31。
- 3) 実習のみの教員免許状は、実習助手（高等学校卒者の場合）は勤務経験6年以上で10単位を修得すると教員免許状を取得できる。佐藤史人「高校工業学科の実習助手配置の歴史の変遷—A県N工業高校の事例に即して—」、技術教育研究会『技術教育研究』59、2002年、pp.52-58。佐々木享「高校職業科における実習助手制度の歴史—その形成過程を中心に—」、愛知大学短期大学部『愛知大学短期大学部研究論集』24、2001年、pp.21-44。
- 4) 早稲田大学教育総合研究所（監修）『高校の多様化と教員養成（早稲田教育ブックレット）』学文社、2013年、p.3。執筆者は油布佐和子。
- 5) 日本産業教育学会編『産業教育・職業教育学ハンドブック』大学教育出版、2013年、p.45。執筆者は石田正治。
- 6) 坂口謙一・佐々木享「実業学校教員養成の制度史研究の課題」、技術教育研究会『技術教育研究』62、2003年、p.35。
- 7) 中島太郎編『教員養成の研究』第一法規出版、1961年、p.150。
- 8) 旧学制下日本の実業学校教員の資格制度については、「日本技術教育学会」研究交流会における疋田祥人による資料「戦前日本の実業学校教員の資格制度について」等による。
- 9) 文部省内教育史編纂会『明治以降教育制度発達史第九巻』教育資料調査会、1939年、p.37。
- 10) 国立教育研究所『日本近代教育百年史 5 学校教育（3）』文唱堂、1974年、p.822。
- 11) 吉川吉之助『新旧法令対照教育職員免許制度の研究』丸和出版、1952年、pp.652-655。

- 12) 前掲10)、p.814。
- 13) 『官報』、第2343号、5月26日。
- 14) 本研究では、国立国会図書館所蔵の次のものを使用した。中等教科書協会編『中等教育諸学校職員録』中等教育教科書協会、1921・22・26・27・29・31・32・34・35年度。
- 15) 『教員免許台帳（実業学校・無試験）9の1・昭和16年度』（請求番号：本館-3D-002-00平15文科01597100）、『教員免許台帳（実業学校・無試験）9の2・昭和22年度』（請求番号：本館-3D-002-00平15文科01598100）、『教員免許台帳（実業学校・無試験、試験）9の3、10の3・昭和24年度』（請求番号：本館-3D-002-00平15文科01599100）、『教員免許台帳（実業学校・無試験）9の4・昭和24年度』（請求番号：本館-3D-002-00平15文科01600100）、『教員免許台帳（実業学校・無試験）9の5・昭和24年度』（請求番号：本館-3D-002-00平15文科01601100）、『教員免許台帳（実業学校・無試験）9の6、7・昭和24年度』（請求番号：本館-3D-002-00平15文科01602100）、『教員免許台帳（実業学校・無試験）9の8・昭和24年度』（請求番号：本館-3D-002-00平15文科01603100）、『教員免許台帳（実業学校）11・昭和5年度』（請求番号：本館-3D-002-00平15文科01604100）。
- 16) 「私立学校令」第5条。
- 17) 『日本近代教育百年史 10 産業教育（2）』文唱堂、p.115。
- 18) 前掲10)、p.296。
- 19) 土方苑子編『各種学校の歴史的研究—明治東京・私立学校の原風景』東京大学出版会、2008年、p.84。
- 20) 同上。
- 21) 前掲7)、p.170。
- 22) 『官報』、1922年1月28日、第2845号。
- 23) 『官報』、1922年4月5日、第2899号。
- 24) 『官報』、1922年4月15日、第2908号。
- 25) 『官報』、1922年7月3日、第2975号。
- 26) 『官報』、1922年7月7日、第2979号。
- 27) 『官報』、1922年10月3日、第3053号。
- 28) 前掲7)、p.171。
- 29) 寺崎昌男・「文検」研究会編『「文検」の研究—文部省教員検定制と戦前教育学』学文社、1999年、p.49や前掲6)、p.31など。
- 30) 『教員免許台帳（実業学校・無試験、試験）9の3、10の3・昭和24年度』（請求番号：本館-3D-002-00平15文科01599100）。
- 31) 高等女学校研究によれば、高等女学校には県立—郡市町村立—私立家政女学校（各種学校）という序列構造が存在したという。桑田直子「女子中等教育機関における洋装制服導入過程—地域差・学校差・性差」『教育社会学研究』62、1998年、pp.69-91。土田陽子『公立高等女学校にみるジェンダー秩序と階層構造—学校・生徒・メディアのダイナミズム』ミネルバ書房、2014年、など。そして、実科高等女学校から高等女学校へと組織変更する過程等に注目した研究もある。例えば、富士原雅弘「地域からみた女子中等学校の普及拡大過程にかんする実証的研究—宮崎県高鍋実科高等女学校を事例として」『教育学雑誌』45、2010年、pp.45-62。同「島根県における中等学校の組織変更と学校整理問題」『中等教育史研究』21、2014年、pp.23-40。さらに、徳山は小学校付設裁縫専修科や職業学校から実科高等女学校を経て高等女学校へと組織変更していく過程を明らかにしている。徳山倫子「女子青年学校の設置と就学に関する地域間比較—大阪府における中等

学校への『昇格』と就学困難地域に着目して」中等教育史研究会『中等教育史研究』25、2018年、pp.1-18。同「都市近郊農村における女子初等後教育の展開—大阪府郡部の高等小学校付設裁縫専修科に着目して」『農業教育史研究』49、2015年、pp.72-84。

- 32) 佐藤環『茨城県女学校のあゆみ—茨城県における女子中等学校の歴史の変遷』、茨城新聞社、2015年、pp.94-95。
- 33) 『文部時報』156号、1924年12月1日、p.35。
- 34) 前掲32)、pp.94-95。
- 35) 岐阜県の佐々木女学校は、1903年発足の佐々木裁縫女学校が1924年に高等女学校に組織変更した学校である。杉本嘉八「東海地方における女子中等教育の展開（第3報）—実科高女の誕生と高女の拡充・整備期」『名古屋女子大学紀要』34、1988年、pp.205-217。
- 36) 国立教育研究所『日本近代教育百年史 4 学校教育（2）』文唱堂、1974年、pp.1126-1127。
- 37) 三好信浩『日本女子産業教育史の研究』、風間書房、2012年。
- 38) 同上書、p.192。
- 39) 前掲37)、p.193。
- 40) 前掲37)、p.207。
- 41) 1899年「高等女学校令」第14条および1900年「教員免許令」による同年の「教員免許状ヲ有セサル者ヲ教員ニ採用ノ件」第4条。
- 42) 大谷奨『戦前期北海道における中等教育制度整備政策の研究—北海道庁立学校と北海道会』学文社、2014年、p.197。
- 43) 1899年「実業学校令」第10条および1907年「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」第5条。
- 44) 前掲19)、p.66。



## Summary

Empirical Study on Establishment Process of Certificate Examination System for Industrial School Teacher in Japan under the Prewar School System

Toru Uchida

This study is a part of study on Establishment Process of Certificate Examination System for Industrial School. And, the purpose of this study was to clarify the real image of “a teacher approved by the Minister of Education” that was one of “the qualification of Industrial School Teacher”.

So the analysis method of this study targeted 2317 people that published in the “The monthly journal of Monbusho”. Points of view are as follows: Application method, School type, Approved subject, and Approved date.

As a result, from January 24, 1922 also “a teacher approved by the Minister of Education” were confirmed. That day was the day the Certificate Examination System for Industrial School Teacher System was enforced. However, this was a transitional measure for award a Certification of Industrial School Teacher. “A teacher approved by the Minister of Education” was the last on April 18, 1922. A Certification of Industrial School Teacher by Certificate Examination System for Industrial School Teacher came to be awarded after April 19, 1922.

**Keywords** Certificate Examination, Industrial School, Higher Girl’s School, Miscellaneous School, Private School

(2018年11月8日受領)

